

環境関連法規制等の動き 2018年度(2018.3.20～2019.3.19)まとめ

記号	法令名	2018年度の主な法改正 (詳細は下記表の記号表示部または環境関連法規制等の動きをご覧ください。)
A	土壌汚染対策法	2017.5.19に公布された改正法の施行日が2019.4.1に決まりました。施設の廃止時に汚染状況調査免除を受けた土地の形質変更時の届出・調査義務や要措置区域の汚染除去等の措置計画及び措置完了報告の提出義務等が追加されます。
B	オゾン層保護法	エアコン等の冷媒に使用されるR-134aやR-32等、代替フロン等の製造量等が段階的に規制され、2029年までに生産/消費量を70%削減する必要があります。
C	毒劇法	(ジクロロメチル)ベンゼン等 7物質が毒物に、水酸化リチウム等 11物質が劇物に追加され、毒物及び劇物取締法に基づく保管、取扱い及び表示等が義務化されました。

↓ (掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令情報番号です)

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表法令名称	同時公布件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
	全般	環境基本法	9-3	土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件	-	環境省告示第77号	2018.9.18	2019.4.1	環境基本法第16条に基づく土壌汚染に係る環境基準を定める物質に、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」が追加されたほか、カドミウム等の 検液の作成方法 の一部が見直されました。	-
		グリーン購入法	3-1	環境物品等の調達に関する基本方針の変更について	-	環境省告示第44号	2019.3.19	同日	グリーン購入法における一部の特定調達品目の「判断の基準」が見直されました。 プラスチック使用製品に再生プラスチックの使用に係る基準が追加されたほか、冷蔵庫・エアコン等に高い環境性能基準及び最低限満たすべき環境性能基準の2段階の基準が設定 等されました。	-
A	土壌	土対法	2-1	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第3号	2019.1.28	2019.4.1	2017.5.19公布の改正土対法に伴う、関係省令の改正です。 土壌汚染状況調査が猶予(第3条第1項ただし書き)されている土地の形質を変更 する場合には、 900m2以上が届出の対象 になることや汚染除去等の措置内容に関する計画書の様式等が規定されました。	該当する土地を所有する事業者、該当物質による土壌汚染のおそれがある事業者
			10-1	土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令	1	政令第283号	2018.9.28	2019.4.1	2017.5.19に公布された改正法の施行日が2019.4.1に決まりました。 有害物質使用施設の廃止時に土壌汚染状況調査免除を受けた事業場の土地形質変更時の届出・調査や要措置区域の汚染除去等の措置計画及び措置完了報告の提出義務並びに罰則等が追加 されます。また、「1,2-ジクロロエチレン」を 特定有害物質に指定 する等の政令が公布されました。	
	地球温暖化	省エネ法	12-3	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	8	政令第327号	2018.11.30	2018.12.1	下記、改正省エネ法が12/1に施行されました。その他、施行に伴い「 エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針 」等も改正されました。	認定制度の条件を満たす事業者等
			6-1	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第45号	2018.6.13	2018.12.1	グループ企業が一体的に省エネ取組を行う「認定管理統括事業者」認定制度及び他社との設備統合や輸送等の共同化により省エネ取組を行う「連携省エネルギー計画」認定制度 等が設立されます。今後、省令等の改正にて認定基準等詳細が決まります。	
			4-1	工場等におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件	2	経産省告示第59号	2018.3.30	2018.4.1	省エネ法第5条及び第14条に基づく特定事業者による エネルギーの使用の合理化等の基準並びに計画立案のための指針類の告示が改正 されました。今回、エネルギーの使用の合理化の基準における 事業者が取り組むべき事項の内容 が具体的になり、指針については 高度省エネルギー増進に資する設備・システム等の具体例が追加 されました。	
B	オゾン層保護法	オゾン層保護法	11-2	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第3条第1項第1号から第3号に掲げる事項の一部を改正する告示	-	経産省・環境省告示第9号	2018.10.24	同日	今後段階的に製造等の規制を行う 代替フロン(HFC)の生産量及び消費量 の各年の基準が定められました。	該当するHFC類を製造・輸入する事業者
			8-1	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第241号	2018.8.10	2019.1.1	今後、規制を行うHFCの R-134a、R-32等18種類及びその地球温暖化係数 が定められた(政令)ほか、 製造数量の許可・届出申請方法・様式等 が定められました(省令)。	対象となる代替フロン類の製造・輸入事業者等
			7-1	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第69号	2018.7.4		2016年10月のモントリオール議定書のキガリ改正により、議定書締約国に対して地球温暖化に影響を与える HFC等の代替フロン の生産量・消費量の削減が段階的に課せられます。今回、国内担保法である題記法が改正し、題目が「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」へ変更、 製造許可・輸入承認制度の導入や生産量・消費量の制限が段階的に行われていきます 。今後、関係法令の改正により、対象物質・制限数量等が決まります。	
リサイクル	容器リ法	4-2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	8	財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号	2018.3.30	2018.4.1	2018年度 特定容器利用事業者等の再商品化義務量算出用の係数、 排出見込量の算定用簡易算出比率等が公表 されました。またガラス製、紙製及びプラスチック製の容器包装等特定分別基準適合物の再商品化義務総量が引き上げられました。	特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者	
		廃棄物	廃掃法	12-2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第25号	2018.12.3	2019.3.3	廃棄物処理法で指定する 水銀使用製品産業廃棄物(施行規則第7条の2の4)等が改正され、6製品が廃棄物に追加 されました。
8-3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令			-	環境省令第17号	2017.8.16	同日	2017.6.16に公布された特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の改正法施行(2018.10.1)に向け、同法との一体的な運用を図る目的から、廃棄物処理法施行規則の改正が行われます。廃棄物低減技術の開発に資する 分析試験等が目的の廃棄物輸出入に係る手続の簡素化、輸入された廃棄物のシンプバック手続の整備及び関連提出書類等 が規定されました。	該当廃棄物を輸出入する事業者	
6-2	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令		1	環境省令第12号	2018.6.18	2018.10.1	2017年6月に公布された同改正法では、相手国においてバーゼル条約上の有害廃棄物であるものを日本でも特定有害廃棄物に指定し、不適正輸出や不法取引を防ぐ対策が強化等されました。今回、関連省令が公布され、「 特定有害廃棄物等 」の 範囲が見直されたほか、輸出の際の環境の汚染を防止するために必要な具体的措置 が決められました。			
化学物質	水銀汚染防止法	12-1	新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令	-	内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第4号	2018.12.3	同日	今般、 既存用途水銀使用製品 として施行後に新たに存在が判明した 6製品及び用途が追加 されました。 ※既存製造者の救済措置	当命令で指定されていない水銀使用製品について製造・販売予定の事業者	

C	化学物質	水銀汚染防止法	10-2	水銀による環境の汚染の防止に関する法律 第2条第2項の要件を定める省令の一部を改正する省令	-	経済産業・環境省令第6号	2018.10.1	同日	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」における「 水銀含有再生資源 」の定義が、引用元の「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)」の改正(2017.6.16公布)に伴い変更されました。	該当水銀類をリサイクル目的で保有している事業者
		毒劇法	1-1	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	1	政令第342号	2018.12.19	2019.1.1	防錆剤等に使用される ジシクロヘキシルアミン 及び工作機械の潤滑油等に使用される モルホリン他 4種類 の物質が 劇物に指定 されました。	該当物質を使用する事業者
			10-4	毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第128号	2018.10.17	2020.4.1	毒物及び劇物の製造、輸入及び販売の登録等申請 に関する改正です。申請先等がこれまでの地方厚生局長(厚生労働大臣)から都道府県知事等に移譲されます。	毒劇物の製造・輸入及び販売等を行う事業者
			7-2	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	-	政令第197号	2018.6.29	2018.7.1	新たに(ジクロロメチル)ベンゼン等 7物質が毒物 に、 水酸化リチウム等 11物質が劇物 に追加され、毒物及び劇物取締法に基づく保管、取扱い及び表示等の規制が開始されました。	該当する毒劇物を取り扱う事業者
	化審法	9-2	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第6条第2項及び第9条第2項の規定に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数	-	厚生労働・経済産業・環境省告示第12号	2018.9.14	2019.1.1	2019.1.1施行の改正化審法では、新規化学物質等の製造又は輸入に係る国内総量規制の基準が、実数量から環境排出量に変更されます。今回、 環境排出量に換算する際に使用する用途別の排出係数 が定められました。	新規化学物質等を製造・輸入する事業者	
		8-2	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令	-	厚生労働・経済産業・環境省令第5号	2018.7.31		2017.6.7公布の改正化審法に基づく関係省令の改正です。 少量新規化学物質等の国内総量規制 に係る、 製造・輸入数量算出方法(環境排出量算出) が定められたほか、電子化等による審査特例制度の申請手続き方法が追加されました。		
		労働法	1-2	労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件	-	厚生労働省告示第433号		2018.12.28		2019年に 製造又は取扱い等行った場合に、労働基準監督署への報告対象 となるアスファルト、ブチルセロソルブ等 7物質が決まりました 。
	水質	水質汚濁防止法	9-1	排水基準を定める省令の一部を改正する省令	-	環境省令第18号	2018.8.28	2018.10.1	同法では、湾などの閉鎖性の海域及びそこに流入する河川等の公共用水域を対象に、1日の平均的な排出水量が50m3以上の工場・事業場に対して、窒素・りん等に係る一般排水基準を適用しています。また、この基準に直ちに対応することが困難である 酸化コバルト製造業及び畜産農業等 に暫定排水基準を設定しています。今回、この暫定措置が期限を迎えるにあたり、期間が更新されると共に新たな排水基準値が設定されました。	該当業種の事業者
		農薬取締法	2-2	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	1	環境省告示第26号	2019.2.12	同日	11種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	農薬の製造・輸入事業者
			11-3		1	環境省告示第98号	2018.11.15	同日	7種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	
10-3			1		環境省告示第79号	2018.9.21	同日	8種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。		
7-3			1		環境省告示第46号	2018.6.26	同日	13種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。		
4-3			1		環境省告示第14号	2018.3.22	同日	11種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。		
安全管理	高圧ガス保安法	11-1	容器保安規則等の一部を改正する省令	1	経産省令第61号	2018.11.14	2019.9.1	法第5条第1項(第9条)に規定される 第一種製造者 は、冷凍保安規則・一般高圧ガス保安規則等で届出義務のある 危害予防規程 において、新たに大規模地震や津波に対する 防災・減災対策について定める こと等が追加	第一種製造者(該当規則に適合)	
	消防法	4-4	消防法施行令の一部を改正する政令	1	政令第69号	2018.3.28	2019.10.1	消火器具の設置に関する基準が見直され、火を使用して料理等を提供する店等の施設はこれまで延べ面積150m2以上の場合に 消火器具の設置 が必要でしたが、この基準が撤廃され 延べ面積に関係なく設置が義務 付けられました。	該当施設を設置している事業者	